

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

職員の職務に専念する義務の免除に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）就業規則第2条第1号から第5号に規定する職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務を免除する場合)

第2条 職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ会長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 会長が定める研修を受ける場合
- (2) 職員が市又は他の社会福祉協議会若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 職員が職務の遂行上必要な協議会等の事業又は事務に従事する場合
- (4) 職員が本会又は本会以外のものの主催する講演会等において、本会の事業又は学術等に関し講演等を行う場合
- (5) 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- (6) 職員が健康診断（人間ドッグを含む）を受ける場合
- (7) 職員が消防団員の業務に従事する場合
- (8) その他会長が特別の事由があると認めた場合

(専念義務免除の申請)

第3条 職員が前条に規定する承認を受けようとする場合は、職務専念義務免除申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 職員が緊急を要し、前項の手続を行う事が出来ないときには、口答によって所属長の承認を得ることができる。この場合は、職務専念の義務免除事由がなくなった後、直ちに前項の手続を行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

会 長	事務局 長	課 長	支 所 長